

(参考3) 異分野融合研究の連携手法整理表

項 目	対 応 方 針
1. 対象研究領域の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象研究領域の選定にあたっては以下を考慮する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・異分野融合により新技術の創出が可能なものとする。</li> <li>・既存の重点分野政策との相違を明確にする。</li> <li>・現場の潜在的なニーズを把握するため調査を行う。</li> <li>・他府省では選定できないテーマを選定する。</li> <li>・ターゲットを想定した上で（バックキャスト方式）、研究領域を設定する。</li> <li>・研究成果にかかる知財マネジメントの方針を盛り込む。</li> <li>・研究成果の規格化、標準化の方針を盛り込む。</li> </ul> </li> </ul>
2. 戦略の策定関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戦略の策定にあたっては以下を考慮する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を共有するため、研究現場とのコミュニケーションの場を設定する。</li> <li>・事業化（研究の出口）を念頭においた研究管理を明確化する。</li> <li>・研究成果の輸出産業化などを見据えたグローバルな研究戦略とする。</li> <li>・基礎研究から実用化を円滑に進める枠組みを明確化する。</li> </ul> </li> <li>○ 戦略の策定にあたっては、研究投資による経済効果分析等を行い、B（便益）/C（コスト）を考慮する。</li> <li>○ 戦略の策定にあたっては、事業化を見通した規制等の調査・分析の実施を考慮する。</li> </ul>
3. 拠点大学等との連携体制  (1) 全般  (2) 拠点大学等の役割          (3) <u>拠点大学等の選定基準</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省が実用化に向け主導的に対応する。</li> <li>○ 拠点大学等の役割は、概ね以下のとおりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究ワークショップの主催</li> <li>・公募課題・内容の検討（公募は農研機構（又は農水省）が実施）</li> <li>・研究統括業務の実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>－研究実施計画の策定</li> <li>－直轄研究の実施</li> <li>－外部委託研究との連絡調整</li> <li>－シンポジウム・成果報告会の主催</li> <li>－「府省横断ガバニングボード」への研究進捗の報告等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 拠点大学・研究機関の選定の考え方については、概ね以下の通りとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定された研究領域、テーマについて高い研究能力を有すること</li> </ul> </li> </ul>

項 目	対 応 方 針
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略に沿った研究推進上、必要な研究インフラ、環境を有し、これらを研究参画者、グループに提供できること</li> <li>・戦略の目的達成に向けて積極的な研究実施、推進が約束されること</li> <li>・研究成果の事業化、実用化支援が可能なこと</li> </ul>
4. 研究プラットフォーム関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究プラットフォーム（PF）の設置・運営にあたっては、以下を考慮する。</li> <li>・ターゲットを想定し（バックキャスト方式）、PFの推進体制、実行プログラムを設定する。</li> <li>・PF間の横の連携を強化するため、連絡会等を置く。</li> <li>・PFの運営は拠点大学等、現場に任せる。</li> <li>・同一分野内での研究運営手法が異分野では機能しない可能性が高いので、PF毎に柔軟な運営が室用必要である。</li> </ul>
5. 研究管理関係  (1) 府省横断ガバナリングボード（GB）の役割  (2) GBの機能  (3) 研究管理手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ GBの役割については、概ね以下のとおりとする。</li> <li>・研究実施計画の承認</li> <li>・PF間の研究調整</li> <li>・研究推進会議への意見提出</li> <li>・研究推進、事業化に係る方針の提案 等</li> <li>○ GBの具体的機能としては、概ね以下のとおりとする。</li> <li>・研究連携にかかる府省間調整</li> <li>・PD、研究グループに対する研究推進の指導、アドバイス</li> <li>・事業化に向けての環境整備</li> <li>・関連支援措置の検討 等</li> <li>○ 研究管理にあたっては以下を考慮する。</li> <li>・他府省の研究プロジェクトとの連携により、バックキャスト型の研究を進める。</li> <li>・社会情勢や技術動向に拠り、研究途上であっても研究計画の大胆な改変、中断などを行うこととする。</li> <li>・効果的研究管理のため、GBに以下の者の参画を求める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 共同研究の相手研究機関を所管する府省や研究成果の事業化に関する規制を所管する府省の関係者</li> <li>- 知財マネジメントの専門家</li> <li>- 規格化、標準化の指導が可能な、MOTの専門家</li> </ul> </li> </ul>
6. 研究ワークショップ関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究ワークショップを開催して、異分野研究者間で問題意識の共有を図る。</li> </ul>
7. 研究課題審査・採択関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応募研究課題の審査基準のばらつきをなくすため、連携研究、共同研究間の審査の観点・視点を共有する。</li> </ul>

項 目	対 応 方 針
	<p>○ 特定の研究者に過度に研究費が集中しないよう、提案内容を重視した審査・採択及び研究者毎のエフォート分析の徹底を行う。</p>
<p>8. 研究プロジェクト関係</p> <p>(1) 研究プロジェクトの連携手法</p> <p>(2) 研究プロジェクトの期間</p> <p>(3) 研究推進制度</p>	<p>○ 研究プロジェクト間の具体的な連携の枠組みについては、概ね以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究プロジェクト間の研究実施計画の擦り合わせ及び統合ロードマップの作成</li> <li>・ 研究推進過程での問題解決に向けた調整の仕組みの構築（合同推進会議等）</li> <li>・ 研究プロジェクト間の事業化・実用化方針の調整（PD会議等）</li> </ul> <p>等</p> <p>○ 事業を推進する観点から、専門POに事業化・実用化のアドバイスが可能な民間あるいは民間出身者を求める。</p> <p>○ 本事業の研究コンソーシアムのメンバーに海外の主要な研究機関を加えることが有効ではないか。</p> <p>○ 研究プロジェクトの期間については、基礎から実用化に向けた研究の期間の確保の観点からは、長期（10年程度）である必要があるものの、早期の事業化・実用化の観点では、迅速な対応が望ましい。研究プロジェクトの期間については、研究プラットフォームにおいて作成されたロードマップ等を踏まえ、妥当な研究期間を検討することとする。</p> <p>○ 政府の成長戦略では、農林水産業を成長産業にするための施策の目標達成年次を2020年、あるいは今後10年間と設定しており、本研究プロジェクトの期間についても、その時間軸を意識したものとする。</p> <p>○ 異分野融合研究においては、より戦略的な研究推進制度を検討する必要がある。文科省の新学術領域研究が参考となる。</p> <p>〔新学術領域研究のスキーム〕</p> <p>当該の研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究（「計画研究」）と当該研究領域の研究をより一層推進するために「計画研究」と連携しつつ行う研究（「公募研究」）を組み合わせる研究スキーム。</p> <p>異分野融合研究においては、拠点大学等においては研究コンソーシアムを組織して「計画研究」を推進し、補完が必要な研究課題は「公募研究」によって実施することを考慮する。</p>

項 目	対 応 方 針
<p>(4) 研究資金の流れ、規模</p> <p>(2) 研究連携協定</p>	<p>○ 既存研究では、国（農水省）又は農研機構（生研センター）の資金を研究グループへの委託費、資金規模については、研究プロジェクト当たり、数億円規模。</p> <p>○ 研究グループにおいて締結される「研究連携協定」については、研究成果の事業化等、社会還元ルールづくりを行う。その際、当該研究グループ以外の者に（合理的な条件で）ライセンスする等ルールを明確化する。</p>
<p>9. 事業化関係</p> <p>(1) 事業化環境の整備</p> <p>(2) 事業化支援施策等</p>	<p>○ 戦略において「実用化のための環境整備」の考え方を明確化するとともに、GBにおいて、戦略を踏まえた研究推進を指導していくことに留意する。</p> <p>○ 得られた研究成果に関しては、国内での実用化のみならず、先行して海外で実用化すること等を考慮する。</p> <p>○ 事業化を推進するための支援施策、インセンティブとして以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケット調査等の実施</li> <li>・ 事業推進に関する規制の把握及びこれを踏まえた方針の明確化</li> <li>・ 事業化資金の提供</li> <li>・ 事業化にかかるその他の支援措置の提供</li> <li>・ 研究税制優遇 等</li> </ul>
<p>10. その他</p>	<p>○ 研究の社会貢献をアピールするため、広報活動を工夫する。</p> <p>○ 異分野融合研究及び事業化の推進においては、法規制が課題となる場合がある。その推進においては、<u>総合特区の申請など、研究のフレキシブルな対応が可能な仕組みの導入を考慮する。</u></p>